

山口労雇均発 0122 第 1 号
令和 3 年 1 月 22 日

山口県経営者協会会長 殿

山口労働局雇用環境・均等室長



新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に関連する指針、
助成金、特別相談窓口の延長の周知への御協力について

労働行政の推進につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置につきましては山口労雇均発 0515 第 1 号より、また、当該措置に係る休暇取得支援助成金（以下「助成金」という。）及び特別相談窓口につきましては山口労雇均 1019 第 1 号により、周知等への御協力を依頼させていただいたところです。

今般、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に関連するこれら各事項につきまして、下記のとおり延長がなされました。

つきましては、別添のとおり関係資料をお送りいたしますので、傘下企業への周知に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 男女雇用機会均等法に基づく指針が改正され、「妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業等における新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、主治医や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主は、この指導に基づいて必要な措置を講じなければならない」とする対象の期間が令和 4 年 1 月 31 日まで延長されました。
2. 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による助成金の支給要件が見直され、対象とする有給の休暇制度を事業主が整備し、労働者に周知する期限が令和 3 年 3 月 31 日までに、対象とする休暇取得の期限が令和 3 年 3 月 31 日までに、助成金の申請期限が令和 3 年 5 月 31 日までにそれぞれ延長されました。
3. 山口労働局雇用環境・均等室に設置している母性健康管理措置及び助成金に係る相談に対応する特別相談窓口の設置期間を令和 4 年 1 月 31 日までに延長しました。

【お問い合わせ先】

山口労働局 雇用環境・均等室

TEL 083-995-0390